

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3885 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 1. 13

- ・年頭に当たって（畜水産安全管理課長挨拶） 1
- ・年頭に当たって（動物衛生課長挨拶） 4

☆年頭に当たって

畜水産安全管理課長 星野 和久

謹んで新年の御挨拶を申し上げます。また、日頃より畜水産物の安全確保の推進に御理解と御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

年頭に当たり、当課の業務について畜産分野の業務を中心に御紹介し、本年も変わらぬ御厚誼のほどよろしくお願い申し上げる次第です。

1. 畜産物の安全確保に向けたリスク管理

我が国で生産される畜産物の安全を確保するため、「後始末より未然防止」の考え方方に立って科学的知見に基づき必要な措置を講じることが重要です。当課では、生産段階で管理が必要な飼料や動物用医薬品について、家畜の健康や畜産物を介してヒトの健康に悪影響を与えることのないよう、その品質や有効性とともに安全性を確保するため、表に示すリスク管理を講じています。

【主なリスク管理】

飼料	動物用医薬品
・規格・基準の設定	・承認審査（用法用量の設定）
・特定添加物の検定	・国家検定
・製造・輸入業者等の届出	・製造販売業者、製造業者等の許可（GMPへの適合性の確認）等
・GMPガイドラインに基づいた製造の推進 等	

加えて、環境汚染物質など非意図的に食品中に含有される可能性のあるものについても、「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（平成17年8月）に基づき調査を行い、リスク管理措置の必要性を検討するなどにより、事件・事故の未然防止を図っています。

直近では、主に水の分野で社会的関心の高いPFASについて、国産農畜水産物中の含有実態調査を行っています。昨年は、2024年度に実施した全国で流通する主要な国産農畜水産物の調査結果を公表しました。畜産物については、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳を対象に、4種のPFAS（PFOS, PFOA, PFHxS, PFNA）の含有状況を調査しました。いずれ

の品目においても、4種のPFASは多くの試料で定量下限未満であり、定量下限以上の濃度が検出されたものでも、これらの品目からヒトが摂取するPFOS、PFOAについては、食品安全委員会が設定した耐容一日摂取量（TDI）と比較して十分に低い水準であり、直ちに対策を講じる必要はないという専門家の見解も示されています。一方で、濃度分布の知見はまだ不足しているため、農林水産省では、本年度も引き続き畜産物5品目については調査を行っています。調査結果の解析や評価が終わり次第結果を公表し、丁寧な情報発信に努めてまいります。

さて、飼料や動物用医薬品の安全を確保する取組は、家畜やヒトの健康の維持、消費者の信頼確保による国産畜産物の安定供給に欠かせないものですが、輸出促進の観点でもその取組の重要性は年々増しています。人口減少に伴い国内市場で大きな需要の増加が見込みにいく中、畜産物の輸出拡大を図ることは、生産基盤や食品産業の事業基盤の維持・強化、生産者や食品事業者の収益性向上のために重要な課題です。畜産物の輸出は堅調な増加傾向にあり、その6割を牛肉が占める状況です。米国やEU向けの牛肉輸出については、飼料や動物用医薬品の安全確保の取組を含め、要求される衛生水準等が高く、残留物質モニタリングなどのプラスアルファの対応が求められますが、価値のある部位が高価格帯で販売できる健全な市場であり、重要な販路となっています。米国やEU向け輸出に当たって実施している動物用医薬品や農薬等の残留物質モニタリングでは、国内基準は満たしていても輸出向けのモニタリングで基準を満たさない場合は、一時的に輸出停止となります。残念ながら、2024年、2025年は過去に比べ基準超過による輸出停止が多く、基準超過の原因として飼料中のカビ毒の汚染やアブラナ科植物に含まれる成分が疑われる事例が多い傾向でした。都道府県畜産主務課及び家畜保健衛生所の皆様方におかれましては、日頃からの農場での指導に加え、速やかな輸出停止解除に向けた調査など、引き続き、御理解、御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

また、アフリカ豚熱について、昨年10月、これまで発生のなかった台湾で初めて確認されました。我

が国では、飼料安全法により、豚を対象とする食品循環資源利用飼料には肉と接触した可能性があるものを含んではならないとされていますが、飼料の製造段階において法令で定められた適切な加熱処理や交差汚染防止を講じられた場合に限り製造・使用等が可能とされています。アフリカ豚熱の発生防止のため、引き続き、飼料製造業者及び畜産農家の皆様方におかれましては、適切な加熱処理等を徹底いただくとともに、都道府県及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）におかれましては、加熱処理等の遵守状況の確認に御協力ををお願いします。

2. リスク管理の最適化

リスク管理措置は、過不足や非効率なものにならないよう、その時の状況や新たな科学的知見に基づき常にアップデートしていく必要があります。また、畜産分野における課題として、温室効果ガス（GHG）の排出削減が求められています。2021年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」では、持続的な畜産物生産に向け、牛のゲップ中のメタンガスを削減する資材など、GHG削減効果の高い飼料の開発に取り組むこととされています。この取組の推進に向け、2022年にGHG削減剤を飼料安全法における「飼料添加物」に位置付けるとともにその評価に必要な試験等を定めていますが、2024年の3-ニトロオキシプロパノール（3-NOP）に続き、昨年はカシューナッツ殻液を飼料添加物として指定したところです。今後も、事業者から要請を受けた資材について、メタン削減効果と安全性の審議・指定を円滑に進め、GHG削減の取組に貢献してまいります。

動物用医薬品に関するリスク管理については、昨年5月に薬機法の一部を改正する法律が公布されました。改正法は、公布から3年間をかけて段階的に施行されることとされており、人用医薬品における安定供給対策が主題となっていますが、動物用医薬品等にも関連する項目として、デジタル技術を活用した薬剤師等の遠隔管理による新たな医薬品販売形態（コンビニ等の専門家不在店舗での在庫や受け渡し）の創設等も含まれています。遠隔管理による新たな医薬品販売形態については、2027年の施行に向けて、家畜の遠隔診療の推進等に寄与できるよう制度詳細の検討を進めてまいります。

3. 薬剤耐性対策

薬剤耐性対策は、人、動物及び環境の健康を一つのものとしてとらえ、分野横断的なワンヘルス・アプローチの下で取り組むべき課題の1つであり、2023年4月に決定・公表された「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、関係省庁が連携して取り組んでいます。同アクションプランで設定された畜産分野の動物用抗菌剤使用量の削減目標を実現するために、実効性のある対策を一層強化していく必要があります。

これまでの取組として、食品安全委員会による薬剤耐性菌に関するリスク評価（食品健康影響評価）に基づくリスク管理措置を講じてきました。抗菌性飼料添加物については、2021年にすべての成分のリスク評価が終了しました。動物用抗菌薬については、ホスホマイシン製剤のリスク評価が昨年10月に終了し、人の医療に与える影響が低度と推定されたことを受け、農林水産省ではモニタリングを継続するリスク管理措置を講じております。引き続き、全ての成分のリスク評価に向けて、リスク評価の手続と評価に基づく適切なリスク管理を進めてまいります。

また、都道府県や獣医師の皆様の御協力の下、薬剤耐性対策を確実に現場に普及するための啓蒙・普及活動を講じております。理解を深めて頂くための

ツールとして、慎重使用に関するパンフレット、ガイドライン、動画等を農林水産省のウェブサイト*に掲載しておりますので是非御活用ください。現在、これまでに実施した薬剤耐性対策ミニセミナーのアーカイブ配信の準備を進めており、今後もツールの充実に努めてまいります。

畜産分野における動物用抗菌剤の削減目標を達成させるためには、農場における抗菌剤の使用量を把握し、飼養衛生管理の振り返りに活用できるようなシステムの構築が有効であると考え、昨年4月より、飼養衛生管理支援システムの機能を拡張し、電子指示書の交付や要指示医薬品等の使用記録ができる電子指示書システムの運用を開始いたしました。本システムの活用により、投薬に関する事務作業を効率化でき、農場や診療所における抗菌剤・ワクチンの処方量等動物用医薬品の飼養実態を把握することができ可能となります。これらのデータは都道府県でも閲覧することができ、動物用医薬品の適正使用の指導や薬剤耐性対策にも活用できる有益な情報です。生産現場において本システムの利用を広げていくため、コールセンターの設置、リーフレットの配布、研修会の企画等を行っており、獣医師・生産者への周知にご協力をお願いいたします。

* <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/torikumi.html>

4. 適切な獣医療の提供

農林水産大臣は、適切な獣医療の提供体制の整備を図るため、獣医療法に基づき、令和12年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を令和2年5月に策定・公表しています。また、同法においては、各都道府県が基本方針に則しつつ、地域の実態を踏まえた計画を策定することとされており、45道県で当該計画が策定されています（令和7年12月現在）。当該計画の実施状況調査によると、多くの都道府県で、産業動物分野の獣医師のうち特に家畜衛生公務員獣医師の体制整備に困難さを抱えており、獣医師の確保・定着に向け、それぞれリクルートの強化や待遇の改善に取り組まれています。

獣医療提供体制の整備は、昨年策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」にも記載された重要な課題であることから、引き続き、獣医系大学、各都道府県、関係団体と連携し、産業動物分野の獣医師確保に向けた取組や予算確保を進めてまいります。具体的には、産業動物獣医師の確保対策として、これまで注力してきた獣医学生への修学資金の給付に加え、獣医系大学との連携強化、育児等により現場を離れていた女性獣医師の復職支援、小中高生などを対象としたPRの推進など広範な対策を実施したいと考えています。

昨年は、獣医師法第22条に基づき獣医師が届出を行なう2年に1度の年でした。皆様方の御協力もあり、オンラインによる届出が3割に達し飛躍的に増加しました。この場をお借りして改めて感謝申し上げます。なお、届出情報については、昨年8月に各都道府県にフィードバックさせていただいたほか、取りまとめて資料をホームページに公表しておりますので御参考ください。なお、獣医師法第22条の届出は、都道府県計画の策定やフォローアップ材料となる重要なものです。都道府県におかれでは、届出情報も参考しながら、引き続き、地域毎の事情や課題を踏まえた計画の策定や実行による獣医療体制の整備を推進していただくようお願いします。

今年度の獣医師国家試験（第77回）は、2月17日（火）及び18日（水）に全国3か所で実施し、合格発表は3月11日（水）です。受験生が安心して国家試験に臨み全力を出し切ることができるよう、そして、無事に獣医師として春から現場で活躍すること

ができるよう、滞りなく試験を実施してまいります。さいごに、極めて残念な話ですが、毎年、獣医師としての業務に直接関係するしないに関わらず、法令に違反し罰金以上の刑に処せられる獣医師が確認されており、獣医師法に基づく業務停止の処分が行われています。獣医師一人一人がその責任と義務を再確認するとともに、職業倫理の向上に努めていただきたいと考えていますので、今一度関係者への法令順守の呼びかけ等の徹底をお願いします。

5. 動物用ワクチン戦略

近年、世界的な食料需給の変化と生産の不安定化により、食料供給が大幅に減少するリスクが高まる中、食料供給が減少し、国民生活・国民経済に影響が生じる事態を防止する目的で、平時からの対応に始まり、必要な対策を政府一体となって早期から措置を行う、「食料供給困難事態対策法（事態法）」が、昨年4月に施行されました。

事態法では、国民の食生活又は国民経済において重要な食品（米穀、小麦、大豆、生乳、牛、豚又は鶏の肉、鶏卵等）と、その生産に必要不可欠な資材を指定し、それらの在庫・需給の状況を平時より把握しつつ、食料供給の大幅な不足又はそのおそれが生じた際に、その生産・製造・販売を行う事業者に對して出荷・販売、輸入、生産・製造の調整をお願いする措置が設けられています。動物用医薬品については、飼料等と並んで、畜産物の生産に必要不可欠な生産資材として指定されており、ますます重要性が高まっています。

また、同じく昨年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においても、動物用医薬品等の生産資材の供給確保の必要性が位置付けられており、その重要性が再認識されているところです。特に動物用ワクチンは、豚熱や口蹄疫といった重大な疾病的発生予防・まん延防止だけでなく、慢性疾患の予防による生産成績の改善、国際的に喫緊の取組を要する薬剤耐性対策といった課題に必要不可欠な生産資材の一つである一方、国内の動物用ワクチンメーカーの製品開発における競争力の後退や不採算品目の整理・終売による取扱品目の縮小など、安定的な供給に影響し得る状況が表面化してきており、畜水産業の生産現場が求める動物用ワクチンの迅速な開発・実用化、安定供給に向けた体制の構築が急務となっています。

このため、消費・安全局では「動物用ワクチン戦略中間取りまとめ*」（令和6年11月策定）に基づき、昨年3月に産学官が連携して取組む場「VMC（Veterinary Medicine Industry-Academia-Government Collaboration）プラットフォーム」を立ち上げました。本プラットフォームのもと、戦略に掲げた開発・承認・製造・販売体制の強化に向けた取組を推進するため「開発基盤の強化」、「承認制度の最適化及び輸出促進」及び「国内製造安定供給」の3つのワーキンググループを設置しています。

* <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzei/attach/pdf/senryaku-5.pdf> (本体)
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzei/attach/pdf/senryaku-4.pdf> (概要)

今後も引き続き、VMCプラットフォームのもと産業動物用ワクチンの関係者が連携し、現場のニーズが高く民間企業の力だけでは実用化が進みにくい動物用医薬品等の実用化促進を推進してまいります。

6. 牛トレーサビリティ制度

牛トレーサビリティ制度（生産段階）が開始され、20年以上が経過しました。近年、牛トレーサビリティ法の違反により公表に至るような事案は生産段階では発生しておりませんでしたが、昨年9月、牛の異動の未届のほか、両耳脱落した牛の個体確認を

行わずに他の牛の耳標を再装着するなど、結果的には9頭の個体情報が特定できない状況となっていた事案が確認されたことから、7年ぶりに大臣名による催告及び指導を行いました。

牛トレーサビリティ制度に基づく牛個体識別情報は、BSEのまん延防止措置の基礎とするのみならず、牛マルキン等の経営安定対策や各種補助事業、家畜共済、ABL（動産担保融資）、牛肉の輸出促進など様々な場面で活用されており、生産者や関係者にとって業務の円滑な実施に欠かせないものとなっております。引き続き、社会基盤の一つとして円滑な運用が図られるよう、牛の出生や異動、耳標の脱落が発生したときは、速やかに届出や、耳標の再発行の手続と再装着を行っていただくなどの啓発を行なうとともに、違反行為については厳格に対処してまいります。

また、今後とも、牛トレサ制度の円滑な運用と信頼性を確保していくためには、誤入力等による届出エラーの発生を防止していくことが重要です。近年、届出エラーの発生件数は減少傾向であるものの、年間約14万件発生しています。特にFAX及び電話音声応答システムによる届出は、エラー発生率が高く、迅速にエラーの発生を通知できないため、正しい内容での届出が行われず牛個体識別情報が登録さずに、市場やと畜場への出荷に支障をきたすことがあります。このため、農林水産省では、PCやスマートフォン等による届出を更に推進するため、届出Webシステムに正しい内容での届出をサポートする機能の追加などを行い、FAX及び電話音声応答システム利用者を中心に周知*1しているところです。引き続き、当省としても、牛個体識別情報の信頼性を確保するとともに、消費者への情報提供を推進し、さらなる有効活用を図るため、地方農政局等を中心に、関係各所と連携を図りながら、制度の円滑な運営に努めてまいります。都道府県畜産主務課及び家畜保健衛生所の皆様方にあっても、制度の普及・啓発等*2に御協力いただきますようよろしくお願いします。

*1 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/index-67.pdf>

*2 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/trace/>

7. 愛玩動物関係

犬や猫などの愛玩動物に関するチーム獣医療（獣医師と愛玩動物看護師の連携）やペットフードの安全確保については、環境省と農林水産省の共管となっています。

2022年5月に完全施行された愛玩動物看護師法に基づき、3回の国家試験を経て愛玩動物看護師名簿に登録された方は26,670人（2025年12月現在）となりました。獣医師と愛玩動物看護師等によるチーム獣医療提供体制の充実が図られるよう、引き続き環境省と連携し、本年2月の第4回国家試験、免許申請に向けた準備を進めてまいります。なお、愛玩動物看護師国家試験については、法施行日から5年を経過する日（2027年4月30日）までを特例期間とし、受験資格の特例措置が設けられております。2026年度は特例期間の終了に係る周知も実施していく予定ですので、都道府県畜産主務課及び家畜保健衛生所の皆様方におかれましても、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ペットフードについては、この数年、ペットフード安全法に基づく届出事業者数は急激に増加しており、2025年3月末時点では製造事業者が約10,150、輸入事業者が約1,050となっております。新規参入の事業者に限らず、ペットフードを取り扱う事業者への法令遵守の啓発と適正製造の推進を図り、また、国内外の情勢について情報収集を行うことにより、

ペットフードの安全確保に努めてまいります。

以上、畜水産安全管理課では、畜産物及び水産物の安全とそれらに対する消費者の信頼を確保するため、引き続き、科学的知見に基づくリスク管理措置に努めてまいる所存です。関係皆様には、本年も変わらぬ御高配と御協力をお願い申し上げるとともに、本年が皆様にとって実り多き一年となることを心よりお祈り申し上げ、年頭のあいさつとさせていただきます。

☆年頭に当たって

動物衛生課長 沖田 賢治

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。2026年の年頭に当たり、当課の業務内容や取組状況について紹介し、年初の御挨拶とさせていただきます。

1. 高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の防疫対応

(1) 国内・海外における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

高病原性鳥インフルエンザについては、令和2年以降、我が国で毎年発生しており、昨シーズンは14道県51事例の発生が確認され、特に養鶏集中地域における連続発生という特徴が見られました。今シーズンは家きんにおいて、昨年10月22日に北海道で1例目となる本病の発生事例が確認されて以降、令和8年1月5日時点で9道府県13事例が確認されています。また、野鳥及び環境試料における本病ウイルス検出事例においては、昨年10月15日に北海道で回収されたオオタカを皮切りに、令和7年12月31日時点で11道県64事例の検出事例が確認されています。

海外に目を向けると、高病原性鳥インフルエンザの発生が世界的に拡大しており、欧米諸国では我が国の数十倍以上の発生件数が認められています。令和6年3月には米国の乳牛でH5N1亜型の本病ウイルスの感染が確認されており、現在も継続しております。また、国内外で牛以外のほ乳類への感染も確認されており、公衆衛生の観点からも警戒が高まっています。

このような状況を踏まえ、各都道府県におかれましては、早期通報と発生予防に向けた飼養衛生管理の向上のための指導を徹底するとともに、発生時に迅速かつ円滑な初動対応が行われるよう、防疫資材の備蓄、防疫計画の事前立案、埋却地等及び関係機関との連携体制の確保について、改めて、確認をお願いいたします。

(2) 高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止の取組

農場へのウイルスの侵入を防止するためには、飼養衛生管理を適切な方法で継続的に実施することが基本です。このため、家きん飼養農場においては、飼養衛生管理基準の項目のうち、手指消毒や車両消毒の実施、防鳥ネットの設置等、特に定期的な確認が必要な7項目について、状況を確認していただきたいと思います。また、家畜の所有者は10月から5月の毎月1日時点における家畜の飼養に係る衛生管理の状況を都道府県に報告することとなっていますので、本年についても漏れなく御対応いただくようお願いいたします。

昨シーズンの全51事例のうち32事例が、愛知県、岩手県及び千葉県の家きん農場集中地域での連続発生でした。これらの事例については、令和7年1月2日から2月1日の短期間で地域内に感染が拡がっており、羽毛等に由来する塵埃を介して家きん舎へ

本病ウイルスが侵入したことも疑われております。こうしたことを踏まえ改正した飼養衛生管理基準では、大規模所有者については、本年10月以降、塵埃を介した病原体の家きん舎への侵入防止措置をとることが義務付けられます。そのための農場におかれましても、フィルターや細霧装置の設置等、一歩踏み込んだ対策を検討いただきたいと考えています。

また、全51事例のうち、17事例が20万羽以上の家きんを飼養する大規模農場での発生、9事例が過去に発生を経験している農場での再発でした。今シーズンの発生も同様の傾向があり、令和8年1月5日現在までに確認されている13事例のうち5事例が再発、9事例が大規模農場での発生となっておりまます。過去に本病の発生がある農場及びその周辺地域については、本病が発生しやすい環境要因が揃っていると考えられるため、このことを御認識いただいた上で、飼養衛生管理を改めて徹底していただくようお願いいたします。さらに、後述する大臣指定地域に所在する農場において、野鳥対策、消毒薬の備蓄等の措置が必要ですので、確実に実施いただくようお願いいたします。加えて、大規模農場におかれましては、前述の塵埃対策に加え、万が一発生した場合の影響緩和のため、積極的に分割管理の実施を御検討いただきますようお願いいたします。

今シーズンも昨年12月時点で、「大規模農場」、「水場が近く野鳥が飛来している地域」又は「過去発生地域」での発生傾向があつたことを受けて、12月23日に令和7年度鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議を開き、鈴木農林水産大臣から「鳥インフルエンザに係る注意喚起のための大臣メッセージ」を出させていただきました。具体的には、各都道府県、全国の生産者、関係者に対して、「早期通報」、「再点検」及び「迅速な防疫措置」の実施により、発生予防・まん延防止対策の徹底をお願いしました。加えて、過去に複数事例が発生した地域や養鶏密集地域などを指定し、集中的な対策と支援を行いう旨を改めて周知いたしました。なお、本メッセージは、農林水産省のHP「鳥インフルエンザに関する情報」上に公開しております（URL：<https://www.maff.go.jp/j/syounan/douei/tori/>）

(3) 鳥インフルエンザ対策パッケージ

昨シーズンの疫学調査の結果を踏まえ、殺処分による影響をできるだけ減らすため、農林水産省では以下の対策パッケージを打ち出し、各種取組を実施しております。

①飼養衛生管理の強化

令和7年9月29日には飼養衛生管理基準を、同年10月1日に特定家畜伝染病防疫指針をそれぞれ改正しました。今回の改正では、ここ数年、特に昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生で特徴的だった再発地域や家きん飼養農場の密集地域での発生への備えや、塵埃対策といった家きんの基準を中心に新たな項目を設けるとともに、重複や類似する項目の整理などを行いました。

再発地域等での発生に備えるために、再発・密集地域等、本病の発生リスクが高い地域を大臣指定地域として指定し、告示しました。本地域内の農場では①高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際に備えて、農場内の消毒や塵埃対策を行いうために必要となる消毒薬や動力噴霧器などを準備しておくこと、②農場内や周辺の野鳥の生息・飛来状況を把握し、堆肥舎等の誘引場所や家きん舎の屋根等への飛来を防止するための防鳥ネット、テグス等を設置するとともに、地域内で講じるべき農場への野鳥飛来防止措置を検討することの2点の実施が必要になります。

塵埃対策においては、大規模農場のウインドウ

レス鶏舎及びその周辺において、シーズン中などに入気口へのフィルター、不織布、細霧装置等の設置、消毒薬散布、散水等の対策を実施することについて、令和8年10月1日から施行となる改正後の基準の遵守に向けた指導や取組をよろしくお願いいたします。

今回の飼養衛生管理基準の改正に伴う対策の強化を踏まえ、消費・安全対策交付金により、新たな支援を措置しました。具体的には、従来から支援している、鶏舎入気口へのフィルターや細霧装置の整備に加え、新たに、大臣指定地域での地域検討会の開催や一斉消毒、消毒薬や不織布等の防疫資材備蓄、地域一体となって行う野鳥・カラス対策及び野鳥生息域や農場内調整池での水抜き・防鳥糸の設置といった取組への支援を行います。

加えて、昨シーズンの密集地域での集中発生の状況等を踏まえ、昨年10月に手当金減額率の見直しの方針を示しました。具体的には、①早期通報の実施状況、②再発事例における飼養衛生管理基準の連続不遵守項目の2点をより重視する内容となっています。一方で、まん延に直接関連しない軽微な不遵守は減額率を引き下げるなどメリハリをつけた内容としました。早期通報の徹底等の重要性に鑑み、適切に指導していただくようお願いいたします。

②分割管理の推進

今回の基準改正では、分割管理に取り組む場合は家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う旨を追加しました。分割管理を導入するかどうかについては、最終的には経営上の判断となります。大規模農場では、実施に向けた検討を基準に位置付けたところです。農林水産省では、都道府県からの相談に随時対応してきたほか、養豚農場向けの施設の取扱いの整理や集卵ベルトの取扱いの見直しなど、運用の改善を図ってまいりました。分割管理の取組は、特定家畜伝染病発生時の殺処分による影響の緩和につながるものと考えられ、引き続き取組を後押ししてまいります。

③ワクチン接種の検討

鳥インフルエンザにおけるワクチンは、感染を完全に防御できず、感染時に症状が見えにくくなり発見が遅れることや、大規模な接種が困難であることなどの課題があるため、我が国ではこれまで予防的接種を実施しておりませんでした。一方、大規模な発生に伴う鶏卵需給への影響、防疫措置及び埋却地の確保といった課題の顕在化に加え、世界的には我が国以上に大発生しており、令和5年5月のWOAH（国際獣疫事務局）総会におけるワクチン接種の検討を促す決議の採択や、新たなワクチンの開発、欧米諸国における接種に向けた動きがみられています。こうした状況を踏まえ、農林水産省では、鳥インフルエンザの予防的ワクチン接種の導入に関する具体的な検討を始めました。検討に当たっては、ワクチンの有効性や接種スキームといった技術的論点に加え、ワクチン接種やサーベイランスの実施に伴う事務的・経済的負担も十分に考慮する必要があります。したがって、導入する前提ではなく、具体的な課題やその解決策について議論を重ね、慎重に導入の是非を判断することとしています。

④まん延防止に向けた防疫措置の見直し

改めて言うまでもありませんが、鳥インフルエンザ等の発生時の防疫措置には多大な労力が必要となります。発生時の防疫体制については、民間事業者の活用も含め、都道府県自ら対応可能な体制の構築について、昨年、累次にわたってお願ひ

してきたところです。今シーズンの発生事例でも、民間事業者が活用されており、家畜防疫員の的確な指示の下、作業の多くを民間事業者に担っていただくことで、円滑に対応した事例もみられています。

具体的には防疫指針で規定している目安よりも速い速度で殺処分を実施するだけでなく、疑い事例（簡易検査陽性）の確認から約24時間で農場に派遣されるなど、即時の動員と迅速な作業が可能となっています。

このように、都道府県職員の負担軽減と、迅速かつ的確な防疫措置を両立した事例も参考に、各都道府県におかれましては、民間事業者の活用も含め、引き続き自ら対応可能な防疫体制の構築をお願いいたします。

なお、自衛隊への災害派遣要請は、あくまでも事態やむを得ない場合の緊急的・一時的な支援であり、大規模発生が続き、民間事業者が活用できないことなどにより、行政機能の維持が困難になると判断せざるを得ない場合に限られるものであることについて、改めて庁内で共通認識とすることを徹底いただこう、お願ひいたします。

(4) 豚熱の発生状況

豚熱については、平成30年9月に国内で26年ぶりとなる発生が確認されて以降、令和8年1月1日までに飼養豚において24都県で100事例が確認されています。特に、昨年は群馬県で相次いで発生がみられ、群馬県で5事例、千葉県で1事例、合計6事例が確認されました。

昨年発生した6事例のうち、千葉県での発生は、県内初の豚熱発生事例でした。本事例については、令和8年1月1日時点において千葉県では、野生イノシシにおける豚熱感染事例は確認されておらず、当該発生肥育農場で確認されたウイルス株が系列繁殖農場周辺で確認された野生イノシシ由来ウイルス株と近縁であることから、系列繁殖農場から感染した離乳豚を導入したことによって発生した可能性が高いと考えられます。

群馬県の5事例については、発生農場の周辺において野生イノシシ又はその痕跡が確認され、農場において飼養衛生管理上の不備も見受けられたことから、野生イノシシ由来するウイルスが何らかの理由で農場に侵入し発生したと考えられます。そのうち99例目については、半径3km以内で豚熱陰性の野生イノシシは確認されていないものの、発生後に県が行った農場周辺の調査では農場から約1.5kmの地点で野生イノシシによるものと思われる痕跡が確認されております。このように、農場周辺で野生イノシシが確認されている場合はもちろん、野生イノシシを見かけない場合においても農場周辺が豚熱ウイルスにより汚染されていると考え、適切な高さの農場周囲壁の設置等のハード面に加え、作業着及び長靴の交換、車両消毒等のソフト面の両面で改めて飼養衛生管理を徹底し、ウイルス侵入防止対策を講じていただきたいと願っています。

農場へのウイルスの侵入を防止するためには、適切な飼養衛生管理を継続的に実施することが重要です。このため、豚の飼養農場においては、飼養衛生管理基準の項目のうち、手指消毒や車両消毒の実施等、特に定期的な確認が必要な7項目について、3か月ごとに自己点検を実施することとしております。家畜と同様に定期的に飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、不遵守項目の改善を図っていただきたいと思います。

加えて、哺乳・離乳豚へのワクチン接種日齢については、前例に倣うのではなく、直近に行なった免疫付与状況確認検査の結果や母豚の入替え状況を踏まえ、農場ごとに設定することが重要です。都道府県

の皆様におかれましては、ワクチンの適時適切な接種について、引き続き御指導いただきますようお願いいたします。

野生イノシシにおいては、令和8年1月1日時点まで北海道、千葉県、大分県、熊本県、沖縄県を除く42都府県で豚熱感染が確認されています。特に、九州に関しては、令和6年6月に佐賀県で九州初となる感染が確認されて以降、令和7年2月に長崎県、4月に宮崎県、8月に福岡県、11月に鹿児島県において感染が確認されています。

(5) 豚熱の感染拡大防止の取組

① 野生イノシシ対策

野生イノシシにおける豚熱感染状況を踏まえ、捕獲及びサーベイランスを強化するとともに、北海道と沖縄県を除く45都府県において経口ワクチン散布を実施しています。特に、新たな感染の確認が続いている九州地方においては、野生イノシシでの豚熱感染が確認されていない熊本県、大分県を含む九州全県において経口ワクチン散布を開始する等、対策を強化しています。また、豚熱対策は一般の方への周知も重要であることから、SNSを活用した情報発信や、「豚熱を広げないためにできること」をテーマとした「家畜衛生ポスター・デザインコンテスト」の開催等、幅広い層に豚熱という病気やその対策について知っています。これらの対策に加え、狩猟者に対する県外狩猟の自肅要請、狩猟等の捕獲活動をする際の衛生対策の徹底など、現在も継続して感染拡大防止を進めています。

② 豚熱清浄化ロードマップ

豚熱については、飼養豚の予防的ワクチン接種や野生動物侵入防止対策を含めた飼養衛生管理の徹底等により、近年、飼養豚での発生は散発的となっています。野生イノシシを介した発生リスクは依然として存在し、清浄化の姿がなかなか見えない状況にあります。このため、農林水産省では、養豚業界関係者と累次にわたり意見交換を重ね、清浄化を目指すことについて認識の共有を図るとともに、清浄化に向けて局面ごとに必要になる取組などについて検討を進めてきました。その結果、令和7年6月30日に、「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」を最終目標に、2050年頃の「飼養豚での清浄性について、WOAHの豚熱清浄国ステータスの取得」を当面の目標とする「豚熱清浄化ロードマップ」を公表し、清浄化への道筋を明確化しました。

具体的には、①現行ワクチンからマーカーワクチンへの切替、②感染抗体陽性豚の更新、③12か月間以上飼養豚での発生ゼロ、等を経て清浄国ステータスの取得が可能となります。清浄化には長期的な取組が必要になりますが、最終的なゴールを意識しつつ、関係各位が連携して日々の発生予防対策に取り組むことが重要です。

このように、豚熱の清浄化に今後数十年を要すると考えられる現状においては、まん延防止対策と養豚振興を両立させながら進めていくことが重要です。現在、ワクチン接種の有無にかかわらず、豚熱の発生時には全頭殺処分を実施していますが、ワクチン接種農場での発生事例から一定の知見が蓄積されてきたこと、経営再開に際して生産者の負担が極めて大きいこと等を踏まえ、まん延リスクを上げることなく殺処分範囲の見直しが可能か、検討を進めております。現在までに、ワクチンが適切に接種されているとともに、感染が限局しており、必要なリスク管理措置が講じられるのであれば、免疫の成立していない豚や異常を

呈しPCR検査陽性となった豚のみを殺処分対象とする方法においても、全頭殺処分と比較して他農場への伝播リスクは同等であるとの見解が牛豚等疾病小委員会から示されました。今後、このような考え方を踏まえ、法改正や防疫指針の見直しについて議論を進めていきます。

2. 国内における家畜の伝染性疾病対策

(1) 国内における家畜の伝染性疾病の発生状況と各種取組

ヨーネ病については、家畜伝染病予防法に基づく定期的な発生状況の把握や患畜の殺処分に加え、牛のヨーネ病防疫対策要領に基づく防疫対策を講じており、これまでの取組の結果、我が国のヨーネ病浸潤率は、令和7年3月時点での全乳用繁殖農場の2.8%と世界的に見ても極めて低い状況を維持しています。一方で、本病の特性として検査対応等に多大な労力が必要であり、近年の農場の大型化に伴い生産者や都道府県等の検査負担が更に増大していることから、昨年、清浄化に向けた検査の実効性を担保しつつ、検査の効率化等により現場負担を軽減するため、本病の専門家で構成される「ヨーネ病技術検討会」を設置し、対策の見直しに係る検討を開始しました。

馬インフルエンザについては、これまで1971年～1972年及び2007年～2008年に流行が確認され、2008年の発生以降、国内において発生は確認されておりませんでした。しかし、昨年4月8日に熊本県の重種馬飼養農場3戸、4月25日に北海道帯広市のばんえい競馬場の重種馬で17年ぶりに本病の発生がそれぞれ確認されました。昨年の本病の発生に伴い、馬術大会、ばんえい競馬の開催が一時中止となる等大きな影響はあったものの、関係者の御尽力で流行は1か月程度の短期間で収まり、過去2回の流行と比較すると限定的でした。防疫対応に御尽力いただいた関係者の皆様に感謝申し上げるとともに、引き続き本病への警戒をお願いいたします。

(2) ランピースキン病対策

令和6年11月にランピースキン病が福岡県で初めて発生が確認されて以降、これまでに同県及び熊本県で計22事例230頭の感染が確認されました。発生当時、本病が届出伝染病であり、殺処分等、法的強制力のある措置を実施できなかったことが感染拡大の一因になったと考えられます。依然として海外から本病が国内に侵入し、まん延するリスクは存在するため、法的強制力のある防疫対策を実施できるよう、家畜伝染病予防法に基づき新たに政令を制定し、令和7年7月28日から、家畜伝染病（法定伝染病）と同じように同法に基づく発生時の殺処分命令等が実施できるようになりました。政令の効力は施行日から最長1年までであるため、継続的にこうした措置を講じることができよう、現在、本病を家畜伝染病予防法における家畜伝染病（法定伝染病）に追加することを検討しています。

疾病的法的位置づけが変わっても、生産現場での発生予防対策の重要性は変わりません。本病は、皮膚病変に加え、発熱や歩様異常など、明確に異常を呈する特徴があります。毎日の健康観察の徹底やベクター対策等により、本病の発生予防と早期の発見、通報に引き続き取り組んでいただくようお願いいたします。

(3) 家畜保健衛生所における精度管理

家畜保健衛生所では、家畜の伝染性疾病の検査が実施されていますが、防疫措置を迅速かつ的確に実施するためには、精度の高い正確な検査が不可欠となります。また、日本産畜産物の輸出解禁協議においても、精度管理の実施が非常に重要な要素となっ

ています。農林水産省としては、より充実した精度管理の在り方を検討してまいりますので、家畜保健衛生所の皆様におかれましては、消費・安全対策交付金も活用いただきながら、引き続き、検査精度の維持・向上に努めていただくようお願いいたします。

(4) 飼養衛生管理等支援システム

飼養衛生管理基準の遵守など衛生対策の取組について、デジタル技術を活用した業務負担の軽減や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資する飼養衛生管理等支援システムの構築を進めしており、令和6年度から運用を開始しました。令和7年度は移行期のため、Excelの報告も可能としていましたが、令和8年2月1日時点の定期報告は、原則本システムによる報告となりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

(5) 農場HACCP

農林水産省は、主に畜産物の安全確保の観点から、畜産農場におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法（農場HACCP）を推進してきたところですが、農場HACCPは家畜衛生の推進の観点からも有効な取組と言えます。実際、平成30年の豚熱再発以降、これまでに農場HACCP認証を取得した農場での発生は確認されていません。農場HACCPでは、農場の作業工程を見える化し、どこにリスクがあるかを俯瞰することやPDCAサイクルにより定期的に対策を検証・改善することが求められます。こうした取組は、豚熱等の発生予防の観点からの農場のバイオセキュリティレベルの向上に寄与しているものと考えます。さらに、取組の一層の普及のため、令和7年度から新たに、農場HACCP認証を新規取得するための認証審査受審への支援を開始したほか、認定制度自体についても流通、小売業者や消費者への訴求力を高める工夫ができるいか検討しているところです。引き続き、畜産物の安全確保及び家畜衛生の推進の両面から農場HACCPの取組の更なる拡大・定着への御指導をお願いいたします。

3. 海外における疾病的発生状況と我が国の対策

(1) 海外における口蹄疫、アフリカ豚熱及びランピースキン病の発生状況

口蹄疫については昨年ドイツ、ハンガリー及びスロバキアで発生が確認されたものの、いずれも迅速な封じ込めを行ったことにより、WOAHはこれら3か国をワクチン非接種清浄国として再認定しました。また、我が国においてもドイツの口蹄疫清浄性を再認定し、牛肉等の輸入一時停止措置を解除しました。一方、アジアにおいては、広くまん延している中、韓国で昨年3月、約2年ぶりの発生が確認されており、4月以降新たな感染は確認されていないものの、再発の可能性が懸念されております。

アフリカ豚熱については、欧州、アジアにおいて継続的に発生が確認されており、引き続き国際的な脅威となっています。欧州においては、東欧諸国だけでなく、イタリアやドイツでも発生が継続するとともに、昨年11月にはスペインの野生イノシシで約31年ぶりとなる発生が確認されました。現時点ではスペインの飼養豚における感染は確認されていないものの、我が国ではウイルス侵入防止の観点から、昨年11月28日よりスペインからの豚肉等の輸入を一時停止しております。そして、アジアでは、昨年10月には台湾の養豚場で初めて感染が確認されました。東アジアにおける本病の未発生国は日本のみとなり、侵入への危機感が一段と高まっています。

ランピースキン病については、これまでアジアやアフリカを中心に発生が確認されておりましたが、昨年、西欧にも発生が拡大しました。昨年6月には

イタリア及びフランスで、さらに10月にはスペインで、国内初となる発生が確認されております。これら3か国に加え、フランスとイタリアに隣接するイスの一部地域でも、本病の拡大防止のためワクチン接種が行われております。

畜産物の輸入の安定化を図るため、疾病的侵入リスクを管理しながらも、輸入停止を発生地域に限る地域主義を適用することは重要な課題であり、昨年はフランスと合意し、現在は豚肉の主要な輸入先国である米国、カナダ、スペイン、デンマーク等と協議を進めているところです。

(2) 国内におけるアフリカ豚熱対策

国内においては、アフリカ豚熱が万が一国内に侵入した場合に早期摘発ができるよう野生イノシシの検査強化を進めています。特に死亡個体の検査については、昨年1月に死亡個体の状態に関わらず耳介検体を利用可能とすることで作業負担の軽減を図っています。また、昨年8月にはアフリカ豚熱対策全国担当者連絡会議を開催し、韓国における野生イノシシのアフリカ豚熱対策担当者をはじめとする専門家の講演等を通じて、野生イノシシでのアフリカ豚熱対策に関する知見の共有を行いました。さらに、人の移動や食品残さを通じた我が国での発生を防ぐため、自然公園やキャンプ場の利用者等に向けた靴底洗浄の徹底等の注意喚起やゴミの放置防止等の対策も関係省庁と連携して実施しています。引き続き、関係者間の連携体制強化を通じ、防疫対策を徹底してまいります。

(3) 水際対策

海外から我が国への口蹄疫、アフリカ豚熱等の畜の伝染性疾病的侵入を水際で防止するため、農林水産省動物検疫所の家畜防疫官は、輸入家畜、畜産物、旅客携帯品及び国際郵便物について、検査を実施しています。

令和2年の家畜伝染病予防法の改正により、家畜防疫官の権限や違反者への罰則を強化するとともに、家畜防疫官及び動植物検疫探知犬を増員・増頭するなど体制も強化いたしました。また、違法畜産物の持込防止に向けた輸出国における広報活動として、在外公館等を通じた情報発信や旅行代理店への注意喚起、機内・船内アナウンスの提供等も実施しております。国内の空海港においても関係者の協力の下、水際防疫啓発キャンペーンの開催や外国食材店へのチラシ配布等も行っております。

昨年10月に、台湾において初のアフリカ豚熱発生事例が確認されたことを受け、同疾病発生国及び地域からの全ての船舶・航空便に対する家畜防疫官による旅客への口頭質問・検査の実施や動植物検疫探知犬の出動回数の増加、空海港における靴底、車両、自転車、ゴルフシューズ等の消毒等の徹底等を行なうなど、取組を強化しております。

日本政府観光局によると、令和7年の訪日外客数は、10月までに3500万人を突破しており、入国者数が急激に増加しているところです。このような状況を踏まえ、引き続き、関係省庁や航空・旅行会社等の協力の下、緊張感をもって水際対策の徹底に万全を期してまいります。皆様におかれましても、海外からの帰国時に畜産物等を持ち込まないなど、法令を遵守いただき、また遵守いただくよう御指導いただき、水際対策への御協力をお願いいたします。

4. 家畜伝染病予防法の改正について

動物衛生課では、近年の家畜の伝染性疾病的発生状況や、輸入検疫をすり抜けた肉製品等の増加等を踏まえ、以下の事項を柱に、家畜伝染病予防法の改正の検討を進めております。

・令和6年に国内で初めて発生したランピースキン

病について、感染力が強いウイルスが確認されたことを受け、本年7月の政令の期限到来後も継続して同様の措置を行えるよう、家畜伝染病（法定伝染病）に追加すること。

- 豚熱について、科学的知見の集積を踏まえ、殺処分範囲を全頭から、免疫の成立していない豚や異常を呈しPCR検査陽性となった豚のみを対象とする選択的殺処分に改めるほか、適時の豚熱ワクチンの接種を着実に実施するため、都道府県の研修を受けた飼養衛生管理者もワクチン接種できるようにすること。
- 輸入検疫をすり抜けて輸入された肉製品等が外国食材店で販売されている実態を踏まえ、家畜防疫官に外国食材店への立入検査及び違法な肉製品等の廃棄権限を付与すること。

家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止により、畜産の振興が図れるよう、本改正について引き続き検討を進めてまいります。

5. 國際協力による越境性動物疾病対策

世界中で甚大な被害をもたらしている高病原性鳥インフルエンザやアフリカ豚熱等の越境性動物疾病的発生予防・まん延防止のため、国際協力の必要性がかつてない程に高まっています。我が国は、WOAHやFAO（国連食糧農業機関）等の国際機関を通じた活動や二国間、多国間の枠組みを通じて、情報共有や国際連携の強化を図っています。特にWOAHに対しては、長年、財政的・人的支援を行ってきており、我が国がホストであるWOAHアジア・太平洋地域代表事務所と緊密に連携して同地域の動物衛生に関する諸課題の解決を図ることにより、我が国への疾病侵入リスクの低減や畜産物の輸出入環境の整備等に貢献しています。

昨年2月には、WOAHとFAOが共同で「高病原性鳥インフルエンザの予防・制御のための世界戦略(2024-2033)」を発表しました。本戦略は、平成20年に策定された世界戦略に代わり、今後10年間における疾病影響の軽減に向けた国際的取組の指針となるもので、動物・人・環境の健康に関する分野横断的な課題に取組むワンヘルス・アプローチの重要性が強調されています。

また、昨年7月には、日中韓首席獣医官(CVO)会合が東京で開催されました。本会合は、平成27年の日中韓農業大臣会合で締結された越境性動物疾病への対応に関する協力覚書に基づくもので、7年ぶりの開催となりました。本会合では、口蹄疫、ランピースキン病、高病原性鳥インフルエンザへの対応で経験した課題とその克服方法について、情報共有を行うとともに、将来的な三国間連携強化の可能性について検討し、協力覚書の「動物衛生情報の共有」や「人材育成」等の分野において協力を推進していくことを確認しました。さらに、今後も三国間CVO会合を定期的に開催し、共同活動の推進を図っていくことを確認しました。

本年も、国際機関や諸外国等と積極的に連携し、地域における防疫体制の強化と迅速な情報共有を行うとともに、得られた国際的な知見を国内対策に活用してまいります。

6. 戰略的な畜産物の輸出入への取組

(1) 食料の安定供給に向けた取組み

我が国は高病原性鳥インフルエンザ発生国からの生きた家きん及び家きん肉等の輸入を原則として停止しております。一方、安定供給の確保のため、発生地域のみ輸入停止し清浄地域からは輸入継続する地域主義の導入や、農林水産大臣指定の施設で、所定の加熱を行った家きん肉の輸入を認める条件を設定しています。昨年は、ブラジルの地域主義の適用単位を州から市町村へ縮小し、より限定期的な輸入停

止措置が可能となりました。また、米国では初の加熱処理施設を指定し、米国内の発生状況に関わらず、当該施設からの輸入が可能となりました。さらに、発生後の輸入再開条件についても、WOAHにおける議論を踏まえ、90日から28日へ短縮する協議を進めています。今後とも、高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入防止に万全を期すとともに、食料の安定供給に貢献してまいります。

(2) 戰略的輸出への取組

政府の農林水産物・食品の輸出額目標は、令和7年までに2兆円、令和12年までに5兆円としております。令和7年の輸出額は10月時点で1兆3,416億円（前期同期比14.7%増）、畜産物も1,134億円（同1.6%）と伸びています。家畜衛生の分野でも更なる輸出拡大に向け、輸出先国・地域との解禁・条件緩和の協議に取り組んでおり、令和7年5月には台湾向け牛肉の月齢制限撤廃、9月にはクウェート向け牛肉の輸出解禁が実現しました。我が国では高級銘柄を中心とした30か月齢以上でと畜される牛が多いため、月齢制限撤廃により、台湾向け輸出の増加が期待できます。また、本年1月時点でクウェート向け牛肉の輸出施設として、4施設が登録されており、今後の輸出が期待されます。畜産物の輸出拡大のためには、国内で家畜の伝染性疾病が発生した場合に、輸出先国・地域に状況の説明を行い、輸出への影響が最小限となるよう努めることも大切です。令和6年11月には国内で初めてランピースキン病の発生が確認され、一部の国・地域が日本産の牛肉や乳製品に対し輸入を停止しました。牛肉の主要輸出先国である米国は本病ワクチン接種牛等の輸入を停止していましたが、協議の結果、令和7年3月に輸出再開されました。輸出先国・地域との協議では、国内で高い飼養衛生管理がなされていることが追い風となります。生産者をはじめ、関係者の皆様には引き続き飼養衛生管理の徹底をお願いいたします。

以上のように、日本の家畜衛生を取り巻く環境は激しく変化しておりますが、動物衛生課では、引き続き、生産者、自治体及び関係者の皆様からの貴重な御意見を頂戴しながら、家畜の伝染性疾病の我が国での発生予防及びまん延防止に取り組むとともに、輸出入に関する検疫協議を積極的・戦略的に進め、畜産を振興し、安全な国産畜産物の安定供給に貢献してまいります。

最後に、家畜衛生行政の推進に対する一層の御理解・御協力をいただきますようお願い申し上げ、本年が皆様にとってより一層素晴らしい年となることを祈念しまして新年の御挨拶とさせていただきます。

毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行: 農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1